

復興の基本方針と海岸防災林の再生

6月25日に出された復興構想会議の提言を受けて、政府内で検討されていた「東日本大震災からの復興の基本方針」が7月29日に公表されました。

また、林野庁に設けられている海岸防災林の再生に関する検討会の中間報告もとりまとめられました。

基本方針は復興に向けた国の取組の全体像を示したもので、復興期間は10年間で当初の5年間で「集中復興期間」と位置付けられています。

具体的には、①被災地域の復旧・復興や暮らしの再生、②被災地域と密接に関連する地域で復旧・復興と一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策、③大震災を教訓に全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策になります。

方針には、森林・林業・木材産業に関連する内容も盛り込まれて

います。

このうち、大震災で未曾有の被害を及ぼした津波災害に対しては、被災しても人命が失われないことを最重視して被害を最小化する「減災」の考え方を基に、ハード・ソフトの施策を組み合わせて災害に強い地域づくりを進めることが謳われています。この施策に林野庁が直接的に関わるものとして、「沿岸部の復興に当たり防災林も活用」が掲げ上。

「東日本大震災からの復興の基本方針」 「主な林野庁関係部分の抜粋」

5 復興施策

- (1) 災害に強い地域づくり
 - ② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員
 - (v) 沿岸部の復興に当たり防災林も活用する。
- (3) 地域経済活動の再生
 - ④ 林業
 - (i) 林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な

森林経営の確立を図るとともに被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。

(ii) 木質系震災廃棄物を活用した先進的なモデルとして、復興住宅や公共建築物、漁協等の共同利用施設、園芸施設等への熱電供給を推進するとともに、将来的には、未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給に移行することで、環境負荷の少ない木質バイオマスを中心とした持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築する。

防災林の整備は、林野庁に設置されている「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」で再生方針が検討され、去る7月13日に中間報告がとりまとめられています。

海岸防災林は、今回の津波で234箇所、1,205億円(8月1日現在)もの被害を受けており、

■津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉効果

浸水痕
浸水したものの住宅を保全

船や鋼管などを捕捉

<青森県八戸市>

■海岸防災林の被災例

○海岸防災林全体の被災

<岩手県陸前高田市>

○施設及び海岸防災林の被災

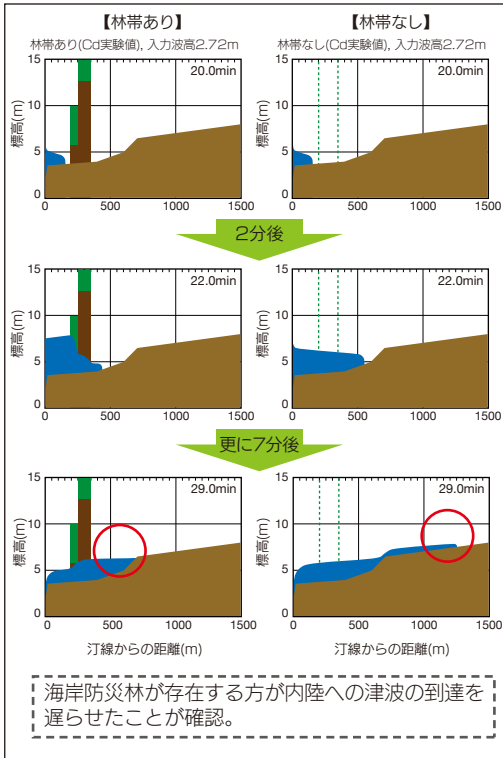
海岸防災林の一部が破壊
防潮護岸が破壊

<青森県三沢市>

◎復興の基本方針と海岸防災林の再生

■到達時間の遅延効果

(独)森林総合研究所における数値シミュレーションによる試算結果)



その状況は様々です。一方で、海岸防災林の効果が確認されています。海岸防災林が津波エネルギーを減衰させ、その背部にある住宅が流されずに残った例や流されてきた船や車等を捕捉した例のほか、(独)森林総合研究所が行った青森県八戸市の事例をもとにしたシミュレーションでは、海岸防災林が内陸への津波の到達時間を遅らせたことも確認されています。

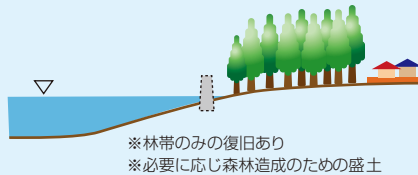
今後、海岸防災林の再生に当たっては、飛砂や風害の防備など従来持っていた機能に加え、津波に対する被害の軽減効果も考慮する必要があります。また、その再生方法は、被災した箇所ごとに、被災状況や地域の実情、さらには

生態系保全の必要性等を踏まえて決定することが肝要です。

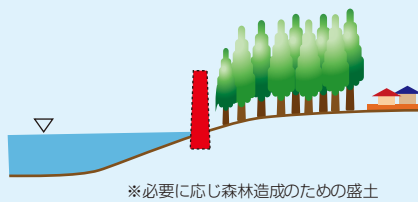
- リアス式海岸部など林帯幅の狭い箇所や施設のみ被災箇所
- ① 林帯を再生しつつ、従来どおりの規模による施設の原型復旧により必要な機能を確保
- ② 林帯を再生しつつ、防潮堤等施設の改良により必要な機能を確保
- 平野部など林帯幅が確保できない箇所
- ③ 林帯幅の確保により必要な機能を確保
- ④ 林帯幅の確保に加えて人工盛土の造成により必要な機能を確保(多機能海岸防災林)

■再生の方向性

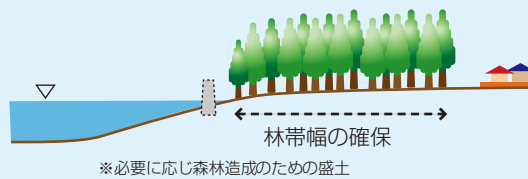
①原形復旧



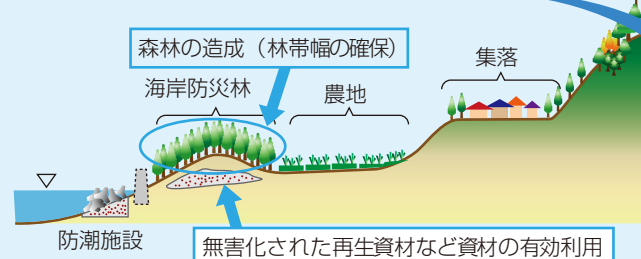
②施設の改良



③林帯幅の確保



④ ③に加え人工盛土の造成 (多機能海岸防災林)



本中間報告では、今後、林野庁と関係地方公共団体が地域の要望等を踏まえて被災箇所ごとに復旧方法を検討するよう提言しています。また、本報告が、今回被災した海岸防災林だけでなく、全国の海岸防災林の今後の整備にも参考として活用されることを希望する旨も記されています。

津波エネルギー減衰効果等とともに、以下の効果を期待

- ・飛砂防備、防風などの機能を確保
- ・憩いの場の提供、白砂青松など望ましい景観の創出
- ・植栽した樹木の維持・管理など継続した雇用創出
- ・無害化された再生資材など盛土材として有効利用